

高山村小規模工事等受注希望者登録要領

第1 目的

この要領は、村が発注する小規模な建設工事及び修繕等（以下「小規模工事等」という。）について、入札参加資格審査に申請し難い小規模事業者等を対象に、受注機会の拡大を図るため、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる契約

予定価格が50万円未満の小規模工事等のうち、内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるもの。

第3 登録できる者

- (1) 高山村内に主たる事業所を置く者
- (2) 契約を締結する能力のある者
- (3) 村税等を滞納していない者
- (4) 建設工事入札参加資格者に登録されていない者
- (5) 希望業種を履行するために必要な資格・免許等が必要となる場合、その資格等を有する者

第4 登録できる業種及び登録数

登録することのできる業種の範囲及び登録数は、別表1に定める業種の中から希望する3業種までとする。

第5 登録の方法

- (1) 登録を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。
 - ア 高山村小規模工事等受注希望者登録申請書（様式第1号）
 - イ 法人事業者にあつては、商業登記簿謄本、個人事業者にあつては代表者の身分証明書
 - ウ 資格及び免許等が必要な業種を希望する者にあつては、その必要となる有資格者証・免許等の写し
- (2) 登録は2年に1回定期に行うもの（以下「定期登録」という。）及び定期以外に必要なに応じて行うもの（以下「追加登録」という。）とし、申請期間等は村長が別に定める。

第6 登録の有効期間

有効期限は、登録の翌日から次回の定期登録の日までとする。

第7 登録者名簿への登録

第4の規定による登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模工事等受注希望者登録名簿（以下「登録者名簿」という。）に登載するものとする。

第8 登録事項の変更

登録者名簿に登載された者は、登録事項に変更が生じた場合、遅滞なく書面をもってその旨を総務課総務係に届けなければならない。

第9 登録の抹消

登録者名簿に登録された者が、業務に関して不正又は不誠実な行為があつた場合、又は登録要件に該当しなくなった場合には、登録を抹消することとする。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。